



訴 状

東京地方裁判所 御 中

令和2年7月31日

原告訴訟代理人

弁 護 士 齋 藤

(担 当) 同 水 野 泰

同 小 郷 裕

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 5251 万 340 円

貼用印紙額 金 17 万 9000 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金 5251 万 340 円及びこれに対する平成 25 年 4 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする
- 3 この判決は、仮に執行することができる
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

- 1 原告は、地方自治体である。

2 被告株式会社富士通ゼネラル（以下、「被告富士通ゼネラル」という）は、電子装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売等を目的とする法人である（甲第1号証）。

被告日本無線株式会社（以下、「被告日本無線」という）は、電気通信機械ならびに付属装置および付属品の製造および販売等を目的とする法人である（甲第2号証）。

被告日本電気株式会社（以下、「被告日本電気」という）は、電気通信機械器具、コンピュータその他の電子応用機械器具、電気機械器具その他電気に関する一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分等を目的とする法人である（甲第3号証）。

被告沖電気工業株式会社（以下、「被告沖電気」という）は、電子通信装置・システムの開発、製造、販売および輸出入等を目的とする法人である（甲第4号証）。

被告株式会社日立国際電気（以下、「被告日立国際電気」という）は、電気通信機械器具の製造および販売等を目的とする法人である（甲第5号証）。

3 被告らはいずれも消防救急デジタル無線機器を自ら製造し又は自社の子会社等に委託して製造させ、販売していた。

第2 指名競争入札の実施

1 消防救急無線は、平成20年5月13日付け総務省告示第291号により、アナログ通信方式による周波数帯の使用期限が平成28年5月31日とされたことから、全国の市町村等は、消防本部等が使用する消防救急無線をデジタル通信方式に対応するものとしなければならないこととなった。

原告においても、その対応をすることとなった。

2 全国の市町村等は、消防救急デジタル無線機器を、一般競争入札、指名競争入札等の方法により発注しており、原告においても指名競争入札の方法が取られることとなった（地方自治法施行令第167条第1項参照）。なお、その際、多重無線装置、空中線、電源装置等の機器のほか、据付工事、鉄塔の建設工事等の工事を含めて落札業者に発注することとしていた。

3 原告は、本件指名競争入札参加者として、被告ら5社を選定した(甲第6号証)。

原告は、「設計書」(甲第7号証)、「消防救急デジタル無線整備事業 仕様書」(平成24年度)(甲第8号証)、「消防救急デジタル無線整備事業 付帯発注仕様書」(甲第9号証)、を作成し、下記要旨の「指名競争入札について(通知)」(平成25年4月1日付)(甲第10号証)とともに被告ら5社に交付した。

記

入札に付する事項

調達案件名称 消防救急デジタル無線整備事業

工期または履行期限 平成25年5月20日～平成26年2月28日

工事または納入場所 瀬戸市苗場町101番地ほか地内

入札執行の日時

入札書提出 平成25年4月19日(金)9時30分から

平成25年4月22日(月)16時00分まで

開札 平成25年4月23日(火)10時00分

予定価格等の事前公表の有無 有

予定価格 273,494,800円

入札書比較価格 260,510,300円

4 本件指名競争入札においては、被告富士通ゼネラルと被告日本無線が入札し(甲第11、12号証)、被告日本電気、被告沖電気および被告日立国際電気は辞退届を提出した(甲第13～15号証)。

入札の結果、被告富士通ゼネラルが落札業者となった(甲第16、17号証)。

5 原告は、被告富士通ゼネラルと工事請負契約を締結し(甲第18号証)、被告富士通ゼネラルは、平成25年5月20日に消防救急デジタル無線整備事業に着工して、平成26年2月28日に完成させた(甲第19号証)。

平成26年3月28日、原告は、被告富士通ゼネラルに対して請負代金2億6255万1700円を支払った(甲第6号証「支払」印参照)。

第3 談合行為

1. 被告富士通ゼネラル、被告日本電気および被告沖電気の3社(以下、「3社」という)は、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため

- ① 納入予定メーカーを決定する
- ② 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する

旨合意し、この3社が参加を呼び掛けたことにより、被告日立国際電気は遅くとも平成22年5月24日頃までに、被告日本無線は遅くとも同年9月15日頃までに、当該合意に参加した。

2 被告ら5社は、当該合意の下に、被告ら5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し、特に平成22年12月頃から平成23年12月頃には、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し、特定消防救急デジタル無線機器の発注が本格化する平成24年4月頃以降は、おおむね3ヶ月ごとに会合を開催し、前記「ちず」と称する一覧表と類似の一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして

- ① 納入を希望する者(以下、「納入希望者」という)が1社のときは、その者を納入予定メーカーとする
- ② 納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する
- ③ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない

などにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた(以下、「本件談合行為」という)。

被告ら5社は、本件談合行為により、特定消防救急デジタル無線機器の過半を納入していた。

3 上述の事実によれば、被告ら5社は共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

被告ら5社は、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令（甲第20号証）を受けるとともに、被告日立国際電気を除く被告ら4社は、課徴金納付命令を受けた（甲第21～24号証）。

4 独占禁止法違反に当たる本件談合行為は、競争入札によって公正な価格にて契約をなそうとする地方自治体の利益を害する行為であり、民法第709条の不法行為にも該当する。

5 原告における競争入札については、被告富士通ゼネラルおよび被告日本無線のみが入札し、他の3社は入札を辞退している。

しかし、この辞退についても、本件談合行為に基づき、被告富士通ゼネラルを落札業者とさせるべくなされた辞退であることは明らかであり、入札辞退者も含めて被告ら5社の行為は、独占禁止法第3条に違反するとともに（独占禁止法第25条に基づく賠償責任）、民法第709条の不法行為に該当するものであって、被告ら5社の行為は、民法第719条1項に定める共同不法行為に当たる。

第4 損害

本件談合行為がなければ、入札参加者間での健全な競争によって落札業者が決定されていたであろうから、“当該競争が行われていた場合に形成されたであろう想定落札価格に基づいて締結された請負契約に係る契約金額”と“本件談合行為に基づく落札価格にて、原告と被告富士通ゼネラルとの間で締結された本件工事請負契約に係る契約金額”との差額分について、被告ら5社は、原告に対して損害を与えたものと言うべきである。

原告と被告富士通ゼネラルとの契約書中においても、独占禁止法第3条に違反する行為があった場合の損害賠償額として「契約金額の10分の2に相当する金額」が賠償金として予定されている（甲第18号証 第43条の2、第46条の2参照）ことに鑑みても、その損害は契約金額の10分の2である5251万340円を下回らない〔但し、富士通ゼネラルについては「誓約書」（甲第25号証）を提出しているため、契約に基づく賠償金は「契約金額の10分の3」となる。第46条の2第2項3号参照〕。

第5 主観的要件と因果関係

本件談合行為を行っていた被告ら5社に原告に対する共同加害の意思があることは明らかであって、本件談合行為と前号記載の損害との間に相当因果関係があることもまた明白である。

第6 独占禁止法第25条について

1 被告ら5社の行為は、独占禁止法第3条に違反する行為であり、同法第25条に基づき原告に対して損害賠償責任を負う。

但し、同条に基づく損害賠償請求権は、同法49条に規定する排除措置命令が確定した後でなければ裁判上主張することができないところ（独占禁止法第26条）、被告富士通ゼネラルは、排除措置命令および課徴金納付命令に対して取消訴訟を提起しており、現在も、御庁に係属しているため（甲第26、27号証参照）、同社に対する排除措置命令は確定していないことから同社に対する請求については独占禁止法第25条を根拠とすることはできない。

2 被告日本無線、被告日本電気、被告沖電気および被告日立国際電気は、いずれも取消訴訟を提起しておらず、排除措置命令（平成29年2月2日）があったことを知った日から6箇月（出訴期間）を経過した時点で命令が確定するとともに、不法行為の存在も明らかとなっている。

3 なお、被告富士通ゼネラルの取消訴訟は、御庁民事第8部において平成29年（行ウ）第356号として係属中であり、第1番の判決にも至っていない。

原告としては、同取消訴訟において、被告富士通ゼネラルの請求が棄却された場合には、被告富士通ゼネラルについて独占禁止法第25条の請求原因を

追加するとともに、富士通ゼネラルについては、「契約金額の10分の3」(7876万5510円)に請求の趣旨を増額する予定である。

第7 結 語

以上より、原告は、

被告富士通ゼネラルに対して、民法第719条第1項、同法709条に定める不法行為責任に基づく損害賠償請求として、

被告日本無線、被告日本電気、被告沖電気および被告日立国際電気に
対して、独占禁止法第25条に基づく損害賠償債務として、もしくは、民法第719条第1項、同法709条に定める不法行為責任に基づく損害賠償債務として、

金5251万340円およびこれに対する本件入札の開札の日である平成25年4月23日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以 上

添 付 書 類

訴状副本	5通
甲号証(写し)	各6通
証拠説明書	6通
資格証明書	4通
委任状	1通

当 事 者 目 録

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
原 告 瀬 戸 市
上 記 代 表 者 市 長 伊 藤 保 徳

(送達場所)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3 丁目 14 番 33 号
本町法務ビル 2 階 本町シティ法律事務所
TEL 052-232-2335 FAX 052-203-9658
原告訴訟代理人弁護士 齋 藤 勉
同 水 野 泰 二
同 小 郷 裕 之

〒213-0013 川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号
被 告 株式会社富士通ゼネラル
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 齋 藤 悦 郎

〒181-0002 東京都三鷹市牟礼六丁目 21 番 11 号
被 告 日本無線株式会社
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 荒 健 次

〒108-0014 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
被 告 日本電気株式会社
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 新 野 隆

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号
被 告 沖電気工業株式会社
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 鎌 上 信 也

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目 15 番 12 号

被 告

株式会社日立国際電気

上記代表者代表取締役

佐 久 間 嘉 一 郎



令和2年()第 号 損害賠償請求事件

原告 瀬 戸 市

被告 株式会社富士通ゼネラル 外4名

証 拠 説 明 書

令和2年7月31日

東京地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 齋 藤

(担 当) 同 水 野 泰

同 小 郷 裕

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲1	現在事項全部証明書 (商業) 写し	R2. 7. 22	名古屋法務局 登記官 松田葵香	被告富士通ゼネラルの目的。	
甲2	現在事項全部証明書 (商業) 写し	R2. 7. 22	同 上	被告日本無線の目的。	
甲3	登記情報 写し	R2. 7. 15	登記情報 サービス	被告日本電気の目的。	
甲4	現在事項全部証明書 (商業) 写し	R2. 7. 22	名古屋法務局 登記官 松田葵香	被告沖電気の目的。	
甲5	現在事項全部証明書 (商業) 写し	R2. 7. 22	同 上	被告日立国際電気の目的。	
甲6	工事の施行について (伺い) 写し	H25. 3. 26 H26. 3. 28	瀬戸市	原告が、本件指名競争入札参加者として被告ら5社を選定したこと。 平成26年3月28日に、原告が被告富士通ゼネラルに対して請負代金を支払ったこと。	

甲7	設計書	写し	H25. 3頃	同 上	本件指名競争入札の通知の際に配布された消防救急デジタル無線整備事業の設計書。
甲8	仕様書	写し	H25. 3頃	同 上	本件指名競争入札の通知の際に配布された消防救急デジタル無線整備事業の仕様書。
甲9	付帯発注仕様書 (但し、添付資料を除く)	写し	H25. 3頃	瀬戸市 消防本部	本件指名競争入札の通知の際に配布された消防救急デジタル無線整備事業の付帯発注仕様書。
甲10	指名競争入札 について (通知)	写し	H25. 4. 1	瀬戸市長 増岡錦也	原告が、消防救急デジタル無線整備事業の指名競争入札に関する工期、入札執行日時、予定価格等を被告ら5社に対して通知したこと。
甲11	入札書	写し	H25. 4. 22	被告富士通ゼ ネラル	本件指名競争入札において、被告富士通ゼネラルが入札したこと。
甲12	入札書	写し	H25. 4. 19	被告日本無線	本件指名競争入札において、被告日本無線が入札したこと。
甲13	辞退届	写し	H25. 4. 19	被告日本電気	本件指名競争入札において、被告日本電気が辞退届を提出したこと。
甲14	辞退届	写し	H25. 4. 19	被告沖電気	本件指名競争入札において、被告沖電気が辞退届を提出したこと。
甲15	辞退届	写し	H25. 4. 22	被告日立国際 電気	本件指名競争入札において、被告日立国際電気が辞退届を提出したこと。
甲16	指名競争入札 結果調書	写し	H25. 4. 23	瀬戸市 消防課	被告富士通ゼネラルが落札金額250,088,300円(税抜き)にて、落札者となったこと。
甲17	落札者決定通知書	写し	H25. 4. 23	瀬戸市長 増岡錦也	同 上
甲18	工事請負仮契約書	写し	H25. 5. 2	瀬戸市長 増岡錦也、 被告富士通ゼ ネラル中部情 報通信ネット ワーク営業部 部長今村和浩	原告と被告富士通ゼネラルとが工事請負契約を締結したこと、および、その契約の内容であり、第43条の2に「談合その他不正行為にかかる解除」、第46条の2に「談合その他不正行為に係る賠償金の支払い」が定められていること。
甲19	着工届	写し	H25. 5. 14	被告富士通ゼ ネラル中部情	被告富士通ゼネラルが、平成25年5月20日に消防救急デジタル無線整備事

				報通信ネット ワーク営業部 部長今村和浩	業に着工し、平成 26 年 2 月 28 日に完了する予定であること。
甲20	排除措置命令書	写し	H29.2.2	公正取引 委員会	被告ら 5 社が、平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたこと。
甲21	課徴金納付命令書	写し	H29.2.2	同上	平成 29 年 2 月 2 日、被告富士通ゼネラルが 48 億円を平成 29 年 9 月 4 日までに国庫に納付するよう公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたこと。
甲22	課徴金納付命令書	写し	H29.2.2	同上	平成 29 年 2 月 2 日、被告日本無線が 1 億 4592 万円を平成 29 年 9 月 4 日までに国庫に納付するよう公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたこと。
甲23	課徴金納付命令書	写し	H29.2.2	同上	平成 29 年 2 月 2 日、被告日本電気が 11 億 5517 万円を平成 29 年 9 月 4 日までに国庫に納付するよう公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたこと。
甲24	課徴金納付命令書	写し	H29.2.2	同上	平成 29 年 2 月 2 日、被告沖電気が 2 億 4381 万円を平成 29 年 9 月 4 日までに国庫に納付するよう公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたこと。
甲25	誓約書 (電子入札用)	写し	H25.4.22	被告富士通ゼ ネラル中部情 報通信ネット ワーク営業部 部長今村和浩	被告富士通ゼネラルが、原告に対して、独占禁止法等関係法令に抵触する行為は行わない旨を誓約したこと。
甲26	公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令に対する取消訴訟の提起について	写し	H29.7.25	被告富士通ゼ ネラル	被告富士通ゼネラルが、排除措置命令および課徴金納付命令に対して取消訴訟を提起したこと。
甲27	公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令に対する取消訴訟の状況について(報告)	写し	R2.7.20	被告富士通ゼ ネラル中部情 報通信ネット ワーク営業部 部長小林和宏	被告富士通ゼネラルが、排除措置命令および課徴金納付命令に対して提起した取消訴訟が、現在も東京地方裁判所に係属していること。

以上